

社会資本総合整備計画 事後評価書

令和03年08月16日

計画の名称	芦屋市における住環境及び都市機能の向上（第2期計画）												
計画の期間	平成28年度～令和02年度（5年間）					重点配分対象の該当							
交付対象	芦屋市												
計画の目標	建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路及び市長がこれと同等と認める道路（以下「狭あい道路」という。）を解消し、良好な住環境の確保と都市機能の向上を図ることを目的とする。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	8	A	8	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H28当初)	中間目標値	最終目標値 (H32末)
1	芦屋市における狭あい道路の拡幅整備の割合 「芦屋市狭あい道路拡幅整備計画」の達成割合 拡幅整備実績延長／「芦屋市狭あい道路拡幅整備計画」延長	73%	%	100%

備考等	個別施設計画を含む	—	国土強靱化を含む	—	定住自立圏を含む	—	連携中枢都市圏を含む	—	流域水循環計画を含む	—	地域再生計画を含む	—
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業																				
基幹事業 (大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H28	H29	H30	H31	R02				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
住環境整備事業	A16-001	住宅	一般	芦屋市	間接	民間	—	—	狭あい道路整備等促進事業	狭あい道路拡幅整備 (市内全域)	芦屋市	■	■	■	■	■	2		—	
	A16-002	住宅	一般	芦屋市	直接	芦屋市	—	—	狭あい道路整備等促進事業	狭あい道路拡幅整備 (市内全域)	芦屋市	■	■	■	■	■	6		—	
																		8		
																	8			

事後評価

○事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制

芦屋市において、目標の達成状況やその要因を確認し事後評価を実施。

事後評価の実施時期

令和3年8月

公表の方法

芦屋市ホームページにて公表

○事業効果の発現状況

定量的指標に関連する
交付対象事業の効果の発現状況

狭あい道路の解消により地域防災機能の向上を行うことができた。

定量的指標以外の交付対象事業の
効果の発現状況（必要に応じて記述）

道路拡幅工事実施により狭あい道路を解消し、実施個所周囲の敷地所有者にも道路後退について啓発することができた。

○特記事項（今後の方針等）

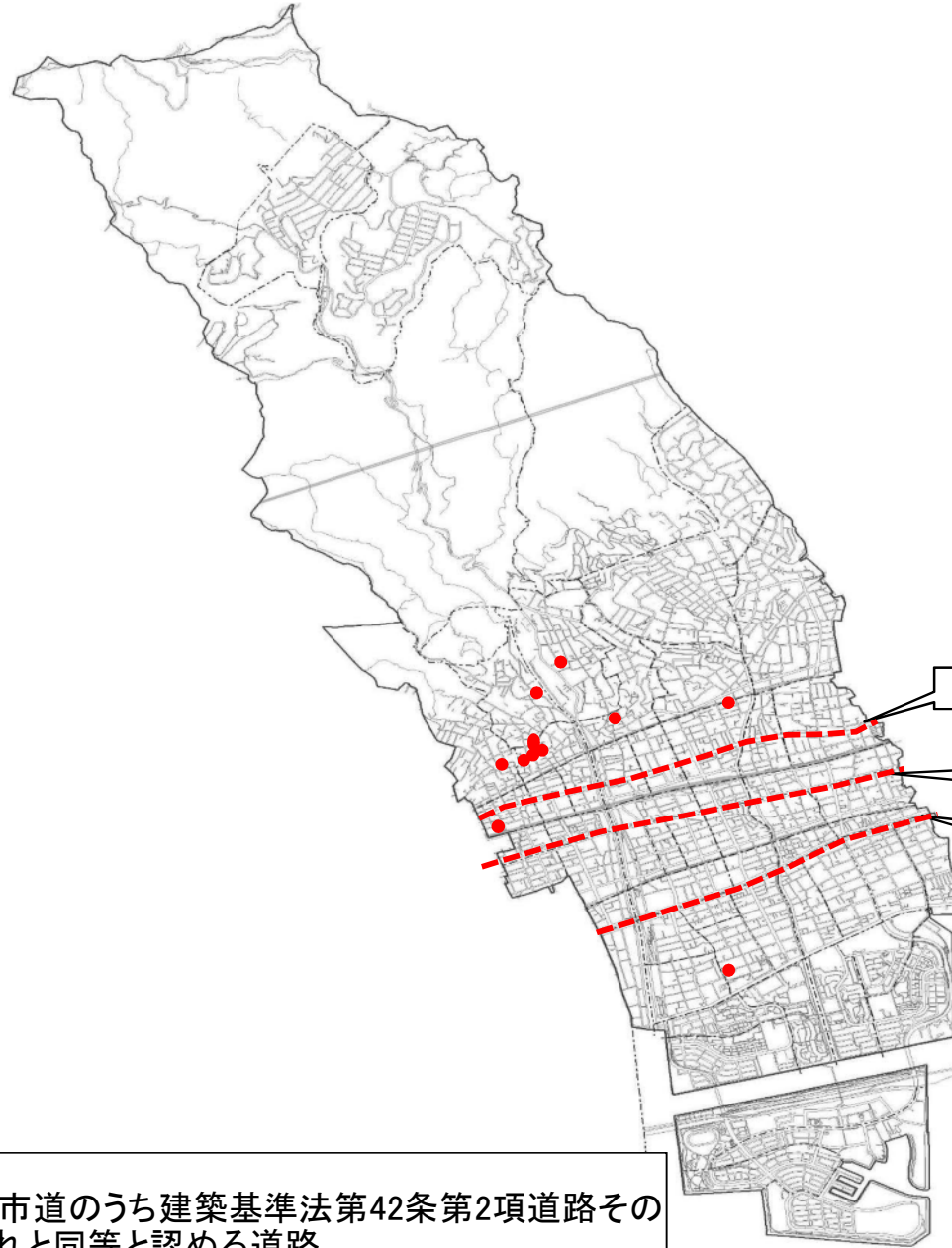
引き続き、新規の整備計画（令和3年度から令和7年度まで）に基づき狭あい道路の拡幅整備事業を行う。

○目標値の達成状況		
番号	指標（略称）	
	目標値／実績値	目標値と実績値に差が出た要因
1	最終目標値	100%
	最終実績値	102%
拡幅工事実施延長／「芦屋市狭あい道路拡幅整備計画」延長 積極的に事業者へ周知を行い、道路拡幅整備を行ったため。		

(参考様式3) 参考図面 (社会資本整備総合交付金)

計画の名称	芦屋市における住環境及び都市機能の向上 (第2期計画)	交付対象	芦屋市
計画の期間	平成28年度 ~ 令和2年度 (5年間)		

芦屋市



<凡例>
 ● …事業実施個所

山手幹線

国道2号

国道43号

事業対象	市内全域の市道のうち建築基準法第42条第2項道路その他市長がこれと同等と認める道路
------	---

凡例	
— . — .	市町界